『かすみがうら市活性化センター生産物直売所』

指定管理者の候補者選定結果

1. 選定委員会実施日

平成29年10月30日(月)

2. 選定された指定管理者の候補者

かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定に 基づき、公募によらず指名により、下記団体を候補者として選定しました。

所在地	茨城県かすみがうら市宍倉6343番地2
団体名がすみがうら市活性化センター運営委員会	

3. かすみがうら市活性化センター生産物直売所指定管理者選定委員会

出席委員数11名(うち外部員2名)

4. 審議経過

委員会において、施設の指定管理者申請要項及び業務仕様書に基づき、申請書類の 提出を求め、効果的な施設の管理運営に資するかどうかを審査のうえ選定しました。

(1)審查手順

- ①第一次審査(担当部署:環境経済部観光商工課) 申請書類確認・資格要件等審査・審査及び採点
- ②第二次審査(選定委員会) 第一次審査での採点結果をもとに、審査及び候補者の選定

(2)選定基準

委員会において決定した選定基準表(採点表)により、第一次審査の段階で採 点を行い、その結果をもとに、第二次審査で最終的な審査及び候補者の選定をし ております。

また、選定の対象となるための最低基準は、総配点の過半数を超える得点(各委員の平均点数が、100点満点中、50点以上)としました。

上記の選定基準の基づき、審査した結果、効果的な施設の管理運営に資すると認め候補者として選定することとしました。

なお、上記委員会で決定された選定基準項目及び採点結果については以下のとおりです。

【選定基準及び採点結果】かすみがうら市活性化センター生産物直売所

審査項目 (※募集要項掲載事項)		配点	かすみがうら市活性化 センター運営委員会
1	(1)関係法令・条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守 されているか。	5	2.92
	(2) 利用者本位のサービスが提供されているか。	10	7.50
	(3)使用者の特定化など偏りがなく、市民の平等利用が確保されているか。	10	6.67
2	(1)施設の設置目的や性格を十分に反映した計画の内容か。	5	2.92
	(2)計画書の内容を適切に実施できるか。	5	2.50
	(3) サービスの向上や利用者の増加を図るための具体的な提案があるか。	10	5.83
	(4)適切に施設の維持管理が確保され、かつ効率的な運営がされているか。	10	5.83
	(5)多様なニーズへの対応について、具体的な取り組みがあるか。	10	5.83
	(6)過去の販売実績と比較して、売上げを伸ばす計画としており、かつ実効性はあるか。	10	5.83
3	(1)事業者又は団体としての経営状況(財政基盤)は安定して いるか。	5	2.92
	(2)管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保 しており、効率的・効果的な管理運営が見込める体制か。	5	2.92
	(3)安全管理や緊急時の対応などについて、意識が高く、取り組みが具体的で対策は適切か。	5	2.92
	(4)個人情報保護及び情報公開について適切に対応できるか。	5	2.92
	(5)施設の運営管理にあたっての意欲・熱意はあるか。	5	2.50
合 計			60.00

※第一次審査(環境経済部内3名)の平均得点(少数点第3位四捨五入で表示)